

司法支援建築会議運営委員会議事録

(記録：事務局)

1. 日 時：2009年1月29日(木) 14時～16時
2. 場 所：日本建築学会会議室
3. 出席者：委員長 小野徹郎
委 員 安達俊夫、有馬 賢、柿崎正義、斎藤賢吉、鈴木計夫、関沢勝一、
田中淳夫、松本光平、松原忠策、山口昭一、山本康弘 (順不同、敬称略)

4. 提出資料

- 資料No.5-1 前回議事録(案) (2009.1.29)
- 資料No.5-2 専門分野と鑑定対応に関する調査票、建築事件の専門分野に関するアンケート
- 資料No.5-3 日弁連との意見交換会記録
- 資料No.5-4 東京地裁「建築関係訴訟検討会」の進行予定
- 資料No.5-5 東京地裁「建築関係訴訟検討会」の配付資料
- 資料No.5-6 北海道支部司法支援建築会議会員との意見交換資料
- 資料No.5-7 建築紛争フォーラム企画案

5. 審議事項

I. 確認事項

- (1) 前回議事録(案)について(資料5-1)
前回議事録案(1月29日)を確認のうえ了承された。

II. 審議事項

1. 専門分野と鑑定対応に関する調査票、建築事件専門分野に関するアンケート(資料5-2)
松本部会長より、調査研究部会で検討した調査票の見直し案の説明がなされた。これに対して以下の修正意見があり部会で再度検討いただき次回本委員会で再提案いただくことにした。
(意見)
 - ・「専門分野」については、意匠が入っているが最近ではプロジェクトマネジメントからみの紛争が多い。「プロジェクト管理」を入れてもらいたい。
 - ・「鑑定に対応できる建物種別と不具合事象」は訴訟事象
 - ・「不具合事象」の中で「亀裂、ひび割れ」を「亀裂、ひび割れ、かぶり不足」
 - ・設計料の紛争が多いので「不具合事象」の中に「設計業務の瑕疵」入れる。

III. 報告事項

1. 日弁連との意見交換会(資料5-3)
小野運営委員長より今回の日弁連との意見交換会では、論点1として「瑕疵判定の基準」として「性能の概念」の解釈の違い、論点2として「瑕疵修補の基準」論点3として「建築学会の規準類の役割」として「学会推奨基準とは」、論点4として「鑑定のあり方」が取り上げられたとの報告がなされた。
また今後の意見交換会への対応について、あくまで意見交換であり支援建築会議と日弁連とが何らかの文書を取り交わすとその文書が一人歩きし当支援建築会議の活動を制約しかねないため、そのようなことは考えていないとの説明がなされた。関連して以下の意見が出された。

(意見)

- ・ 合意文書があると調停の現場で活動を制約しかねない。
- ・ 意見交換でアドバイスはよいが弁護士はJASSにしても都合のよいところだけを引用する。
- ・ 建築は他の工業製品と違い、個別生産であり生産段階で瑕疵が多く発生する可能性がある。法曹界は瑕疵に白か黒の判断をしたがるが我々専門家と基礎的なところで認識が違う。
- ・ 意見交換会は日弁連のペースで定期開催している感じがする。この定期開催を対外的に利用使用としているのではないか。
- ・ 定期開催ではなく何か問題が発生すれば開催することにはどうか。
- ・ 建築基準法の集団規定について基準法どおりでなければ問題があるというのであれば様々な問題が発生する。基準法の性格を理解していただく必要がある。

上記のご意見を踏まえて、今後意見交換会が定期化するのには避け時間をあけて開催することにした。

2. 東京地裁「建築関係訴訟検討会」の開催

小野委員長より、2月6日開催の標記検討会の協議事項、裁判所側の提出資料、学会側の提出予定資料の説明がなされ、協議事項について検討したところ以下の事項を追加していただくよう申し入れることにした。

- ① 本会推薦鑑定人の鑑定した結果が裁判でどのように取り扱われたかの通知要請
 - ② 本会司法支援建築会議登録会員の活用要請
 - ③ 「修補見積り検討小委員会」の設置報告
 - ④ 2009年度日本建築学会大会（東北）での「建築紛争フォーラム」開催報告
 - ⑤ 各地の高等裁判所管内地方裁判所の部外との協議会等に学会司法支援建築会議登録会員から少なくとも1名が参加できるように要請
- また、有馬委員から先般開催された東京地裁の民事調停委員会議の報告がなされ次回にでも資料をもとに再度ご報告いただくことにした。

3. 北海道支部司法支援建築会議登録会員との懇談会、札幌地裁民事3部との懇談会開催

小野委員長より、2月9日に開催の標記懇談会の懇談内容の説明がなされた。なお松原委員から北海道支部地域の登録会員の専門分野が構造・材料系に偏っているとの指摘があり、計画系の会員も入れるよう要望することにした。

4. 各部会報告

(1) 調査研究部会

松本部会長より、「より良い建築のための失敗の博物館」に掲載論文について、査読結果を提出いただいたことのお礼と部会でご意見を検討中であるとの報告がなされた。

(2) 普及・交流部会

1) 柿崎部会長より、2009年度大会の「建築紛争フォーラム」の企画内容案と現在編集中の「集合住宅を巡る建築紛争」の刊行時期が2月末との報告がなされた。また「建築紛争フォーラム」企画案について、主旨を会誌に掲載する際には想定される被害状況をもう少し詳細に書くこと、事例報告のパネリスト一人の推薦東北地域で適任な方が見つからなければ鈴木委員に依頼し近畿地区からどなたかを推薦いただくことにした。なお「主旨説明」は小野委員長とすることにした。

2) 鈴木委員より、12月16日の近畿支部と本部司法支援建築会議共催の「第9回講演会建築紛争の現状と課題—大阪地方裁判所における建築裁判から—」の開催結果が以下のとおり報告された。

- ・ 参加者は約160名
- ・ 林大阪地裁判事より、支援建築会議の支援のおかげで裁判の迅速化が大幅に進んだと謝

辞があった。

- ・参加者の中に鑑定をした方がおり、その方から鑑定結果が裁判でどのように活用されたかが裁判終了後も何ら報告がないので知らせてもらいたいとの質問があった。林判事に確認したところ裁判所の規程で鑑定人に知らせるということになっており、今後裁判所と鑑定人への知らせ方を検討する会議を設けることになった。

(3) 補修工事費見積り検討小委員会

山本委員より、現在工事種別ごとにヒアリングを行っており最終成果として修補工事費の何らかの目安となるものを作成したいとの報告がなされた。小野委員長から積算協会の副会長をしているので積算関係で支援が必要であれば申し出ていただきたいとの提案があった。

(4) その他

松原委員から、最近鑑定に対応すべき事案が調停委員や専門委員に回ってきており複雑な事案は作業量が膨大になりボランティアで対応するには限界があり、弁護士からも同様な話が出ているとの指摘があった。

Ⅲ. 次回開催

- ・日時：2009年3月24日（火）14時～16時
- ・場所：建築学会会議室

以上